

事業概要

私たちは

自然環境や快適な生活環境の保全に努め
地域社会に信頼される事業活動を行います

令和元年8月

一般財団法人 広島県環境保全公社

会社の概要

- 名称 一般財団法人 広島県環境保全公社
- 設立年月日 昭和57年(1982年)4月1日
- 設立目的 廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、自然と生活環境の保全を図ります
- 基本財産 総額3億円

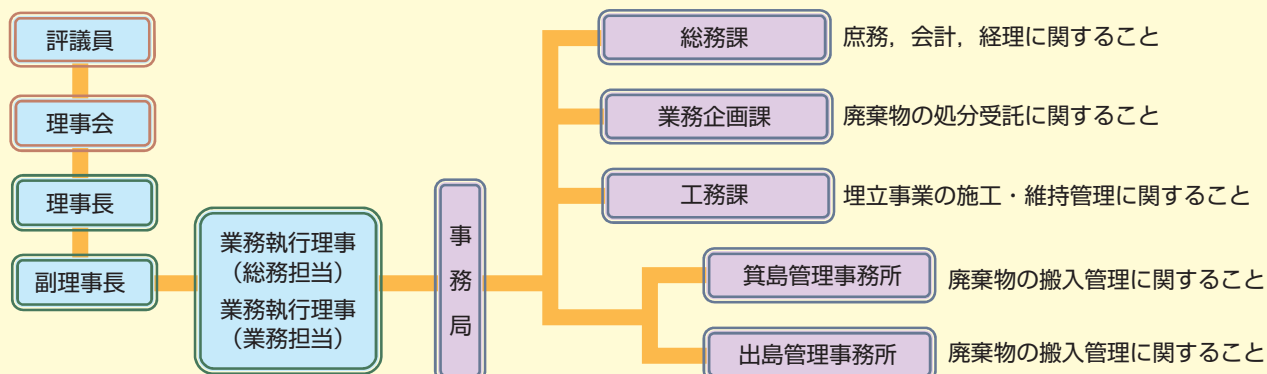
事業内容

- 廃棄物の処理・処分
- 建設発生土の受入・管理及び処分
- 廃棄物の処理・処分に関する調査研究
- 廃棄物の処理・処分事業の受託
- 廃棄物に関する知識の普及及び啓発
- その他、公社の目的を達成するために必要な事業

沿革

1982年(昭和57年)	3月	公社設立発起人会、公社設立総会開催、設立許可申請
1982年(昭和57年)	4月	財団法人広島県環境保全公社設立許可、公社設立登記完了
1982年(昭和57年)	7月	安浦処分場、廃棄物の埋立開始
1983年(昭和58年)	5月	基本財産額の変更(1億5千万円→3億円)
1986年(昭和61年)	4月	大竹処分場、廃棄物の埋立開始
1988年(昭和63年)	10月	箕島処分場、廃棄物の埋立開始
1991年(平成3年)	1月	五日市処分場、廃棄物の埋立開始
1991年(平成3年)	3月	安浦処分場、廃棄物の埋立終了
1997年(平成9年)	7月	大竹処分場、廃棄物の埋立終了
1998年(平成10年)	3月	大竹処分場埋立終了に伴い広島県へ引き渡し
1999年(平成11年)	3月	五日市ストックヤード管理場、建設発生土受入事業開始
2001年(平成13年)	4月	箕島処分場を広島県企業局の受託事業から公社事業に移管
2004年(平成16年)	2月	環境マネジメントシステム「ISO14001」認証取得(本社及び五日市管理事務所)
2005年(平成17年)	6月	箕島処分場延命化による高上げ工事実施
2006年(平成18年)	3月	環境マネジメントシステム「ISO14001」認証取得(箕島管理事務所)
2009年(平成21年)	3月	本社事務所の移転(広島市中区→広島市西区)
2009年(平成21年)	3月	五日市処分場、廃棄物の埋立終了(ISO14001の適用除外)
2012年(平成24年)	3月	五日市ストックヤード管理場、建設発生土受入事業完了
2012年(平成24年)	7月	本社事務所の移転(広島市西区→広島市中区)
2013年(平成25年)	4月	一般財団法人広島県環境保全公社に移行
2014年(平成26年)	6月	出島処分場、廃棄物の埋立開始
2017年(平成29年)	10月	環境マネジメントシステム(エコアクション21)認証取得 (本社・箕島処分場・出島処分場・五日市処分場)(ISO14001登録は返還)
2019年(令和元年)	8月	五日市処分場廃止

組織



廃棄物処理事業

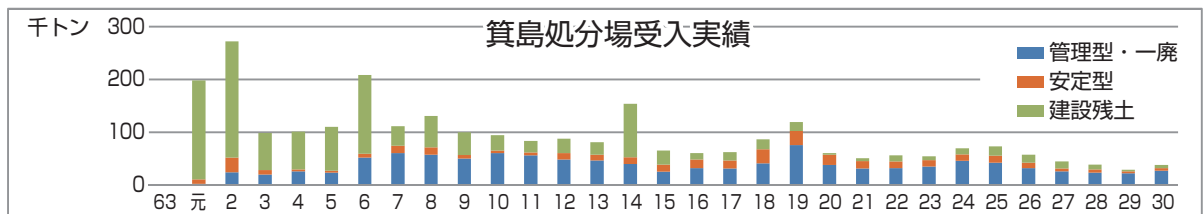
	管理型産業廃棄物等	安定型産業廃棄物等
受入廃棄物等の種類	汚泥、燃え殻、鉞さい、 ばいじん、一般廃棄物	がれき類、ガラスくず、陶磁器くず、 コンクリートくず、建設残土

箕島処分場



処分場の概要

施設の種類の	管理型産業廃棄物最終処分場 一般廃棄物最終処分場	安定型産業廃棄物最終処分場
埋立期間	平成元年9月～	昭和63年10月～
設置場所	福山市箕沖町107-1	
埋立面積	119,302㎡	200,460㎡
埋立容量	685,975㎥	581,334㎥
残余容量	約170,000㎥(平成30年11月1日現在)	約25,500㎥(平成30年11月1日現在)
処理方式等	片押し工法 (処理工程)受入→計量→積降し→敷均し→埋立完了	
構造・設備概要	遮水シート : 延長1,470m 受入施設	簡易鋼矢板 : 720m
余水処理施設	能力 5,600㎥/日 方式 沈砂→中和処理→福山市公共下水道へ放流 (安定型余水は原則として公共用水域放流)	



重量(千t)\年度	63元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計	
管理型・一廃	0	2	24	20	26	23	52	60	57	50	60	56	48	47	39	25	32	31	41	76	38	31	32	35	46	42	32	26	23	22	27	1,124
安定型	1	8	28	8	4	4	7	14	14	6	5	6	12	11	13	13	16	15	27	26	20	14	13	12	12	14	10	5	6	4	5	356
建設残土	0	188	220	70	71	83	149	37	60	43	29	22	27	23	101	27	13	15	19	17	3	5	12	7	11	17	15	14	9	3	6	1,317
計	1	198	272	98	101	110	208	111	131	99	94	84	87	81	154	65	61	61	87	119	61	50	57	54	69	73	57	45	38	29	38	2,797
容量(千㎥)\年度	63元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	残余量※	
管理型処分場	0	8	38	22	22	21	45	55	53	43	50	47	45	42	39	29	38	35	51	76	44	36	36	40	49	47	38	22	20	20	34	157
安定型処分場	0	108	137	43	41	48	86	28	40	27	19	15	21	18	63	21	15	16	24	23	11	10	13	8	8	13	10	10	8	3	3	24

※平成30年11月1日調査を基に年度末推計

出島処分場



処分場の概要

施設の種類の	管理型産業廃棄物最終処分場 一般廃棄物最終処分場
埋立期間	平成26年6月～
設置場所	広島市南区出島4丁目及びその地先
埋立面積	166,000㎡
埋立容量	1,900,000㎥
残余容量	約1,775,000㎥ (H30年度末推計)
処理方式等	薄層散布工法 (処理工程) 受入→計量→積降し→薄層散布→埋立完了
構造・設備概要	ハイブリッドケーン・(一部)鋼製ケーン, 二重遮水シート 受入施設(鉄骨造平屋・一部二階建て), 埋立施設(専用台船), 余水処理施設
余水処理施設	能力 1,300㎥/8時間 方式 前処理→凝集沈殿処理→砂ろ過処理→広島市公共下水道へ放流

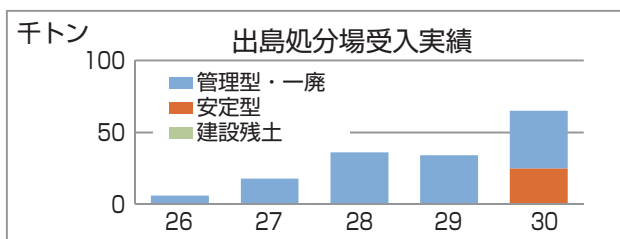


計量棟

受入施設



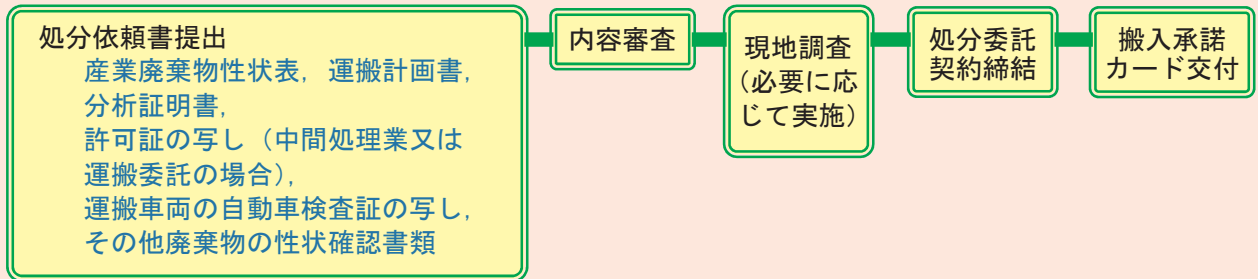
投入台船



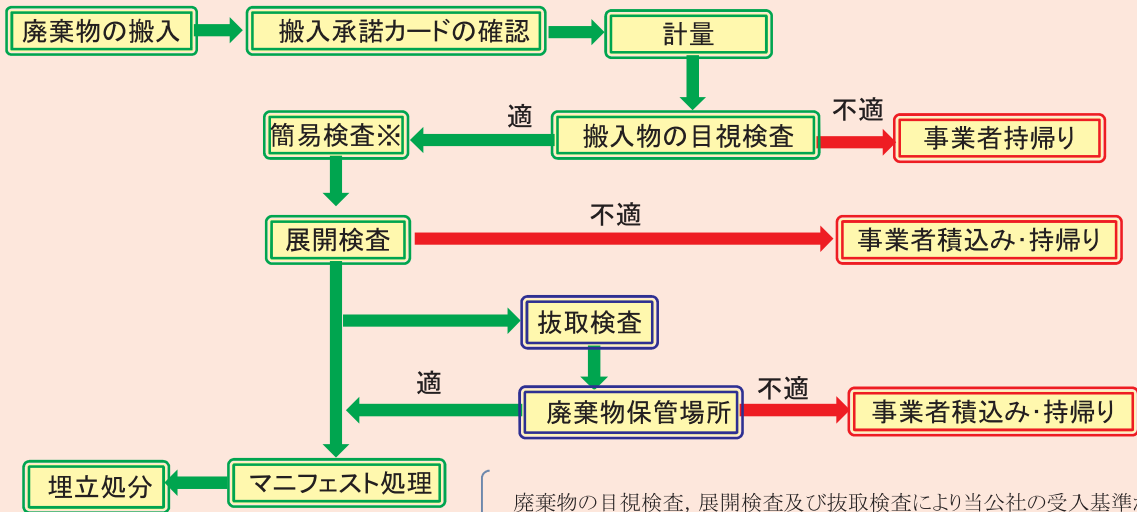
重量(千t) \ 年度	26	27	28	29	30	計
管理型・一廃	6	18	36	34	40	134
安定型	0	0	0	0	25	25
建設残土	0	0	0	0	0	0
計	6	18	36	34	65	159
容量(千m ³)	5	15	30	29	49	

契約手続きと搬入手順

契約手続き



搬入手順



廃棄物の目視検査, 展開検査及び抜取検査により当社の受入基準が遵守されていないと判断した場合, 廃棄物の受入れを停止する場合があります。
※ 簡易検査は, 出島処分場の場合

廃棄物処理風景 (出島処分場代表例)



受入産業廃棄物

種 類	受 入 基 準
汚 泥	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有害物質が判定基準以下のものであること。 2. 水銀含有量が 15mg/kg 以下であること。 3. 含水率が 85%以下に脱水されていること。 4. N-ヘキサン抽出物質（油分）が、1%以下であること。 5. 無機性のものであること。 6. 悪臭を発生しないものであること。
鋤 さ い	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有害物質が判定基準以下のものであること。 2. 水銀含有量が 15mg/kg 以下であること。 3. 最大径が 30cm 以下であること。 4. 火気を帯びていないこと。 5. 飛散防止の措置が講じてあること。
燃 え 殻	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有害物質が判定基準以下のものであること。 2. 水銀含有量が 15mg/kg 以下であること。 3. 熱しゃく減量 10%以下であること。 4. 火気を帯びていないこと。 5. 飛散防止の措置が講じてあること。
ば い じ ん	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有害物質が判定基準以下のものであること。 2. 水銀含有量が 15mg/kg 以下であること。 3. 大気中に飛散しないよう梱包する等必要な措置が講じてあること。
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中空の状態でないこと。 2. 最大径が 30cm 以下であること。 3. 安定型廃棄物以外の廃棄物が付着していないこと。 4. アスベスト含有量が 0.1 重量%以下のものであること。
が れ き 類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中空の状態でないこと。 2. 最大径が 30cm 以下であること。 3. 可燃物を除去してあること。 4. 安定型廃棄物以外の廃棄物が付着していないこと。 5. アスベスト含有量が 0.1 重量%以下のものであること。

環境啓発活動

「環境保全に関する啓発事業や循環型社会の構築に向けた取組み」を実施していくにあたりエコアクション21の認証・登録や、環境啓発グッズの作成、環境関係のイベントへの参加などを積極的に行っています。

「ひろしま環境の日」行動宣言

- 環境マネジメントシステムの継続的な改善と、環境負荷の低減、環境汚染の予防に努めます。
- 社用車又は、カーシェアリングを使用する際には、急発進・急加速をしないなど、エコドライブに努めます。
- 不要な照明の消灯や、紙の使用の削減に努めます。
(家庭) 身近にできる省エネ活動を実行します。

ひろしま地球環境フォーラムへの参画

広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協力しながら、環境にやさしい地域づくりを進める「ひろしま地球環境フォーラム」の会員です。

啓発用品等の作成・配布

啓発用品を作成し、イベント等で配布しています。

「環境の日」ひろしま大会等への参加

6月の環境月間行事の一環として広島県が実施する「環境の日ひろしま大会」に、毎年主催者として参加しています。

また、10月のリサイクル月間に開催される廿日市市の「はつかいち環境フェスタ」及び福山市の「ふくやま環境フェスタ」に実行委員会のメンバーとして参加しています。



『エコアクション21』認証・登録

環境管理規格の「エコアクション21」を認証取得し、これまで以上に環境負荷の低減への意識向上を継続的に取り組むこととしました。

エコアクション21の認証取得：2017年10月6日（本社・箕島処分場・出島処分場・五日市処分場）

〈基本理念〉

一般財団法人広島県環境保全公社は、廃棄物の安全で適正な埋立処分事業、環境保全に関する啓発事業や循環型社会の構築に向けた取組を行っています。

私たちは、これらの事業や取組を通じて、地域の自然環境や快適な生活環境を保全することが、良好な地球環境の保全に貢献することと深く認識し、地域社会に信頼される事業活動を行います。

〈環境方針〉

- 1 環境に関する法律、条例及び協定を遵守し、廃棄物を安全かつ適正に処分します。
- 2 廃棄物の受入れによる環境汚染を未然に防止するため、受入管理を徹底します。
あわせて、廃棄物の処分に伴う資源・エネルギー等、環境負荷の低減に努めることにより、環境汚染を防止します。
- 3 環境目標の設定並びに活動計画の策定と実践を行うとともに、継続的な改善を図り、定期的な見直しを行います。
- 4 この環境方針は、全職員等に周知するとともに、公社とともに働くすべての人にも周知徹底を図り、その推進と維持に努めます。
- 5 この環境活動報告は、ホームページで一般に公開し、その趣旨の理解と普及に努めます。

平成28年11月1日

提案型調査研究助成事業

平成 23 年度から廃棄物の処理及び処分等に係る調査研究に要する費用を助成しています。

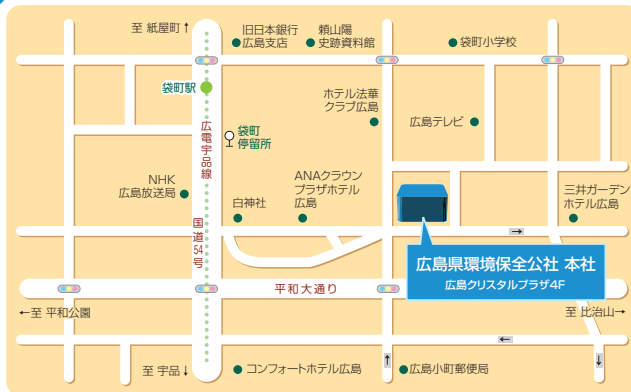
助成対象者 大学, NPO に所属する者又は団体

助成課題 廃棄物の処理処分に関する課題

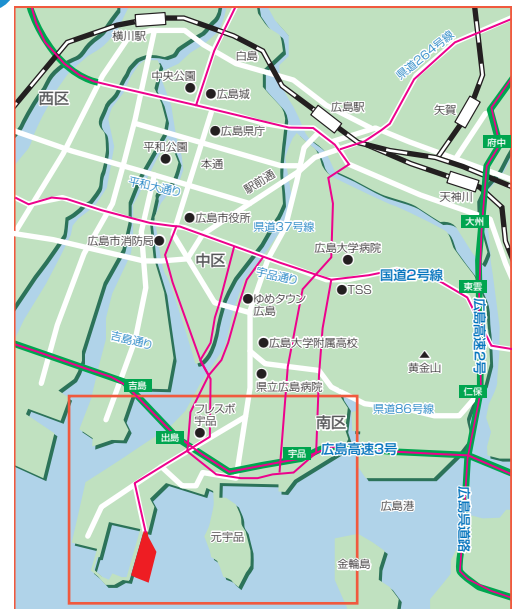
採択年度	課 題 名
平成27年度	・最終処分場余水の流入流出収支と削減策検証
平成28年度	・海面最終処分場余水池における水質環境等とプランクトン発生との関係解析及び発生抑制方法の検討
平成29年度	・海面最終処分場における早期安定化に向けた埋立管理手法の検討
平成30年度	・海面処分場地盤の液状化被害に及ぼす改良土を活用した埋立施工の費用対効果の検証及び埋立方策の提案 ・海面埋立後の廃棄物の性状変化を考慮した埋立層環境の評価
令和元年度	・海面処分場の適正管理と早期安定化に向けた技術開発

本 社	〒730-0037 広島市中区中町 8 番 18 号 広島クリスタルプラザ 4F TEL (082) 544-2361 FAX (082) 544-2362 URL http://www.khk-hiroshima.or.jp/
箕島管理事務所	〒721-0956 福山市箕沖町 107 番 1 TEL・FAX (084) 953-6074
出島管理事務所	〒734-0013 広島市南区出島四丁目 1 番 4 号 TEL (082) 546-9300 FAX (082) 546-9302

MAP 本社位置図



MAP 出島管理事務所位置図



MAP 箕島管理事務所位置図



周辺詳細MAP

